院内洗濯業務

仕 様 書

地方独立行政法人新小山市民病院

事 務 部

１．趣旨

入院患者様が快適かつ安心して治療を受けられる衛生的な入院環境の整備及び病院職員が安全に診療に取り組める環境の整備並びに病院経営の効率的な運営を目的として、新病院へ移転した新たな新小山市民病院の院内洗濯業務の受託者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

２．委託業務名称

院内洗濯業務

３．履行場所

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
地方独立行政法人新小山市民病院　洗濯室

４．委託業務の内容

（１）院内各部署にて、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日等にあたるときは除く）までの毎日、種類毎に仕分けされた洗濯物を引き取り、クリーニング等の加工を実施のうえ、院内各指定場所へ納品を行う。
（２）病院内の所定の場所において、清潔洗濯物・不潔洗濯物の区分けを行う。
（３）不潔洗濯物につき一次消毒が必要な物は、洗濯・消毒等を行う。
（４）病院内の所定の場所に常駐員を配置し、納品・回収・枚数等の管理を行う。
（５）洗濯物引き取り時は、数量を確認のうえ、所定の用紙に明瞭に記入を行う。
（６）破損している洗濯物でその破損が軽微なものは、補修を行う。
（７）感染の危険がある洗濯物は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき他の洗濯物と区別し、消毒薬による消毒、熱水による消毒および煮沸による消毒等の処理を行なった後、クリーニング等を行う。
（８）納品時、引き取り数量と受け渡し数量の合致を確認後、洗濯物の納品先および種類毎の数量を確認し、所定の用紙に明瞭に記入を行う。
（９）納品時に確認をした数量は月毎に集計をし、集計表を翌月５日までに当院担当者へ提出を行う。

５．業務の詳細

（１）洗濯処理作業

洗濯物の量、水位、温度、逆汚染等に十分注意し、素材に適した洗濯処理を行うこと。

①　前処理

ア　異物混入の有無の検査
イ　ポケット内の検査

②　予洗

ア　水洗いまたは常温

イ　メタ珪素ソーダを加えて洗う

③　本洗

洗剤に漂白剤等を加えて洗う。水温は消毒等の考慮により 65℃から 80℃程度とするが、洗濯物の品質に応じた温度とする。

④　すすぎ洗い

泡を十分に切ること

⑤　加工処理

洗濯物の量や素材に合わせ水位等に注意し、糊や柔軟剤加工を行うこと

⑥　脱水および乾燥

破損させないよう慎重に脱水をした後、よく乾燥をさせ、全体をムラなく美しく仕上げること

⑦　仕上げ工程

糊付け、柔軟剤、プレス、たたみ方等は、当院の指示のとおりとする

（２）回収および納品箇所

（回収箇所）

午前　　手術室・HCU・3F リネン回収庫・4F リネン回収庫

午後　　同上

※ 放射線部門および心臓カテーテル室の洗濯物は当院職員が洗濯室へ持参

（納品箇所）

午前　　手術室

午後　　手術室・HCU・3F リネン庫・4F リネン庫・放射線部門・心臓カテーテル室

（回収納品なし・洗濯のみの箇所）

各科外来、臨床検査部門、予防医学センター、化学療法センター、透析センター、内視鏡室および医事課（ボランティア用エプロン）。

（３）参考資料

下記参考となる資料を公開したので、積算の一助とされたい。

①　平成２７年６月～８月間の洗濯物量一覧

※ 平成２８年４月より「入院セット提供業務」が開始されるため、タオルおよび寝間着等の洗濯依頼数量が劇的に低下すること、積算の際は特段のご注意を払われたい。

②　洗濯室内設備一覧

６．履行に際しての注意事項

（１）業務従事者の規律

①　受託者は、当院の規律を守り、病院運営に支障を来さないように当該業務を

遂行するものとする。なお、勤務状況不良、その他の理由により病院運営に支障をきたす恐れがあると認めた場合、当院は、当該業務従事者の変更を求めることができるものとする。

② 業務従事者は、言動、行動等には十分留意し、作業に適した衛生的な制服を受託者の負担で着用させ、受託者名と業務従事者の氏名が記名された名札を付けさせたうえ、第三者に不快感を与えないようにすること。

③ 感染症対策の標準予防策として、受託者は業務従事者に米国 CDC ガイドラインを教育し、手洗いを徹底させること。

（２）その他

① 受託者の故意または重大な過失により当院に損害を与えた場合および善意の第三者に損害を与えた場合は、受託者の負担において処理するものとする。

また、当院に損害を与えた場合の支払い責任を担保する為、受託者は損害賠償責任保険に加入すること。

② 履行の際に必要な器具、材料および制服等は受託者の負担とする。

③ 本仕様書のうち、病院運営の都合上、作業範囲、作業時間を変更する場合があるが、その際は当院と受託者双方協議のうえ、実施するものとする。

④ 医療法第１５条の２、医療法施行令第４条の６、医療法施行規則第９条の１４、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成５年２月１５日付健政発第９８号厚生省健康政策局長通知）」第３、平成５年２月１５日付指第１４号「病院、診療所等の業務委託について」、およびその他関連する法令に基づき履行すること。

⑤ 業務従事者は、少なくとも健康診断を年１回受けるものとする。

⑥ 履行上疑義が生じた場合は、当院、受託者双方協議のうえ、判断するものとする。

⑦ 常に、傷病事故、火災その他の事故が発生することのないよう十分注意すること。

７．その他

（１）本契約の履行については、第三者に委託または請け負わせてはならない。

（２）契約の満了もしくは解除により契約を引継ぐときは、病院運営に支障をきたさないよう、新規受託者に引き継ぐこと。また、現受託者からの引継ぎは、新規受託者の責任において病院運営に支障をきたさないよう行うこと。なお、引継ぎに要する費用については、新規受託者の負担とする。